

新型コロナウイルス

感染症対策本部長・

内閣総理大臣 安倍晋三 殿

中小業者支援策の抜本的拡充を 第2次補正予算の編成に関する要望

2020年5月8日

全国商工団体連合会

会長 太田義郎

政府が策定した「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」の財政的根拠となる2020年度補正予算が4月30日に成立し、執行されています。

多くの中小業者は、政府や自治体の休業要請に応え、急激な売り上げ減少にも耐えながら経営と雇用、暮らしを維持しようと歯を食いしばっています。

しかし、あまりにも「遅く、少なく、使いづらい」政府の施策では、危機を打開することはできません。

緊急事態宣言が延長され、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議は5月4日に発表した提言で、「長期的な対策の継続が市民生活や経済社会に与える影響という観点からの検討も行う体制整備を進めるべき」と指摘しました。

新型コロナとのたたかいが長期になればなるほど、中小業者には相当な忍耐と努力の継続が求められます。政府による適時・適切な支援が必要不可欠です。

こうした現状を踏まえ、以下の施策を盛り込む第2次補正予算を早急に編成し、執行していただくよう要望します。

1、持続化給付金、特別定額給付金を拡充し継続すること

持続化給付金の対象について、「前年同月比50%減少」の要件を撤廃し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて売り上げ減少を余儀なくされたすべて

の中小事業者へと拡充し、新型コロナ禍が終息するまで継続して支給すること。

申請・審査について、別添した経済産業省あて「持続化給付金の申請・審査についての改善要望」（5月11日提出予定）に基づく対応を速やかに実施すること。

1人10万円の特別定額給付金を拡充し、継続実施すること。

2、不要不急の支出を抑制し、直面する危機打開策に予算を重点配分すること

2020年度当初予算や第1次補正予算に盛り込まれた「Go Toキャンペーン」やF35戦闘機など防衛装備品の爆買い、イージス・アショアや辺野古新基地建設といった不要不急の財政支出を中止し、「地方創生臨時交付金」の大幅増額をはじめ、持続化給付金の継続支給、PCR検査の拡大、医療機関・従事者への支援など、直面する新型コロナ危機への打開策に予算を重点配分すること。

3、さまざまな固定費への補助制度を実施すること

家賃、リース料、公共料金、著作権使用料など、さまざまな固定費の負担を軽減する助成制度を実施すること。

あわせて店子や取引先への負担軽減を行う家主、リース会社、著作権協会などへの支援も行うこと。

融資を受けて雇用を維持した場合、給与、社会保険料、家賃、リース料、公共料金など固定費に充てた借入額について返済免除とすること。

4、雇用調整助成金を「支給を前提」とした制度へと刷新すること

雇用調整助成金を以下のように刷新し、速やかな支給と遡及適用を図る。

①「雇用を維持」する事業者には「支給を前提」とした制度に転換する、②「開店休業状態」「時短営業」などによる従業員の減収分も対象にする、③賃金の支払いは助成金を受けてからでも可とし、上限（8330円）を引き上げ、小規模事業者の実質負担を軽減する、④生産指標（5%減）が確認できれば申請を受け付け、休業計画を不要とするなど申請書類を限定し、審査時間を短縮する、⑤昨年の給与支払い実績（新規開業など昨年実績がない場合は、従業員名簿と見積額）に基づいて支給する。

5、新型コロナ関連の融資について運用と制度を抜本的に転換すること

日本政策金融公庫が行う特別貸付について、「借り入れ実績のある場合は前年度の売り上げ分までの申し込みは即決で融資を実行する」「制度の違いを問わず、借り換えを認めることを原則とする」など、運用と制度を抜本的に転換すること。また、代位弁済中を理由に門前払いする事例が報告されている。「申し込みは必ず受け付けて審査し判断する」よう対応の改善を徹底すること。

セーフティネット保証について、性風俗業とは無関係な飲食店が風営法の許可を受けている場合も保証対象とし、積極的に保証すること。

民間金融機関が国の制度と同等の条件で資金供給するよう、指導・監督を強めること。

6、国保の傷病手当金を個人事業主等に支給する自治体に財政措置を行うこと

「負担の公平」の名で国保料・税を納めきれない事業者への差し押さえが行われる一方で、傷病手当金の支給対象から個人事業主やその家族専従者、フリーランスを除外するという対応を改善させるために、政府として傷病手当金の「公平な給付」を自治体に促し、十分な財政措置で後押しすること。

国民健康保険等の傷病手当金に対する国の財政支援対象に白色事業専従者および青色事業専従者も含まれていることを都道府県、市区町村に周知徹底し、条例に反映するよう促すこと。

7、税金の免除・執行停止を積極的に行い、消費税率引き下げを決断すること

事業の転換や再開、資金確保を支援するために、所得税、法人税、消費税、固定資産税などの納税緩和制度の積極的活用に加え、中小業者・フリーランスの売り上げが対前年比30%以上減少する場合は免除・執行停止にすること。

すでに納付が完了している税金や社会保険料の延滞税は、徴収を免除し、執行停止にすること。

消費税率の引き下げとインボイス制度の実施中止を決断すること。

以上